



- 注1 第17条第4項ただし書に該当する場合は、レ印を入れ、同項第9号から第11号までに掲げる事項を記載又は添付すること。
- 2 報告は、毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間ごとに、技術基準適合証明又は工事設計認証したものについてそれぞれ期間経過後2週間以内に報告すること。
  - 3 不要の文字は、抹消すること。
  - 4 全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。
  - 5 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。